非常災害及び防犯に対する登下校対応マニュアル

保存版

		対 応	保護者への連絡
	ア. 「暴風警報」「大雪警報」 「暴風雪警報」「特別警報」 「降灰予報」 が、朝6時の段階で、神奈川県全域・神 奈川県東部に発令または、継続中の場合	○全市一斉 臨時休校 (「横浜市学校防災計画より」) ○放課後キッズクラブ臨時休業	○連絡なし 「警報」「特別警報」にて 判断する。(※2) ○補足的にメール配信や電
登校前	イ. 上記警報は発令されていないが、強 風、大雨、大雪等で登校が危険とご家庭 で判断した場合	(原則) 通常授業 ○危険と判断した場合、登校を見合わせる。(※1)	話連絡をする場合がある。
	ウ. 震度5強以上の大地震 が、横浜市域のいずれかで発生した場 合。	○全市一斉 臨時休校	
	工.「特別警報」の発表を待つことなく市 及び区災害対策本部が設置され、災害対 策本部会議での市の対応方針の決定を受 け、教育委員会事務局より全市一斉に 「臨時に休校」の措置等の指示を各校宛 に通知された場合	○全市一斉臨時休校○放課後キッズクラブ臨時休業	○連絡あり ○補足的にメール配信や電 話連絡をする場合がある。
	才、登校後、 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」等が発令される、もしくは、その他悪天候の場合	(原則) 留め置き・引き取り(※ 3) 〇放課後キッズクラブ活動打ち切り、 学校にて留め置き・引き取り。	○留め置き・引き取り措置 や、下校措置をとる場合、 メール配信または電話で連 絡をする。
	カ. 南海トラフ地震が発生、「警戒宣言」が発令された場合 キ. 地震発生(震度5強に達していない)		
登校後	し、交通網の混乱、停電、火災発生など で児童を帰宅させることが危険と判断し た場合	◆状況により、通学路の安全を確認できる場合、学年で時間を合わせて方面別下校を実施する場合がある。	
	ク. 凶悪事件発生、不審者出没	◆通常の下校時間帯に天候が回復した 場合、方面別下校を実施したり、通常 下校したりする場合がある。	
	ケ. <u>震度5強以上の大地震</u> が、横浜 市域のいずれかで発生した場合。	留め置き・引き取り(※3)	〇メール配信や電話連絡等の情報発信に努める。ただし、発信がすぐにできるとは限らない。大地震では、児童が学校で安全に過ごし、宿泊もありと考え、保護者の皆様は、まず自身の安全を図る。

- (※1) 自然災害等の不可抗力により登校できない場合や遅刻の場合は欠席・遅刻になりません。 欠席連絡を学校に入れてください。
- (※2) 早朝のメール配信および電話連絡は、職員の被災、停電、メールシステムダウンなどで、不可能または、遅れる場合があります。メール受信の有無で判断しようとすると、警報が出ている悪天候の中に登校してしまうなどの危険が生じますので、まずは、「警報」「特別警報」により、各ご家庭にてご判断ください。
- (※3) 引取の際、児童カードに記載されている方に限ります。引取相手の名前や連絡先記入の徹底をお願いします。